

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R7.11.7	市政懇談会	浮田	地域振興部	防災危機管理課	浮田地区の指定避難所の在り方について	<p>現在、花巻市では浮田振興センターを指定避難所としているが、避難する場所は2階であり、トイレが1階にしかないため、階段を上り下りしなければならない。高齢者等にとって避難所としては優しくない建物と感じる。また、冬期間などは振興センターまでの上り坂も危険であるなど、避難所としてはいくつかの問題があるように思われる。</p> <p>前回も聞いたが、指定避難所を地域の同意でほかの施設に移すことは可能であるとの回答だったが、一例とすれば「中内公民館」が挙げられる。同公民館は選挙の投票所として活用されているが、トイレは汲み取り式のうえ個室が狭いなど改修が必要と思われる。</p> <p>地域の皆の合意を受けてのことになるが、中内公民館を指定避難所として登録し、介助の必要な方も安心して使えるトイレに改修する考えがあるか伺う。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>避難場所には、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」と、災害が発生した場合に避難してきた被災者が一定期間生活するための「指定避難所」があり、土砂災害、洪水、地震等の災害の種類や、それぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をすることとなっているが、両者を兼ねて指定することも可能とされている。</p> <p>浮田振興センターは、指定緊急避難場所と指定避難所の両者を兼ねて指定しており、被災の状況によっては、指定緊急避難場所として開設した後、指定避難所に移行して使用することも考えられる。</p> <p>指定緊急避難場所の指定にあたっては、内閣府が作成した「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」において、避難場所の開設を行う担当者等があらかじめ定められていること等の管理条件、危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域(安全区域)内にある立地条件、若しくは安全区域外であっても異常現象に対して安全な構造となっている構造条件、当該施設が地震に対して安全な構造となっている耐震条件などの指定基準が定められているが、このうちの耐震条件とは、昭和56年改正の建築基準法の耐震基準を満たす建物であることとされている。</p> <p>過去の事例として、指定緊急避難場所が新たな土砂災害警戒区域内若しくは浸水想定区域内となり、安全区域から外れたため、当該地区と協議して別の場所に変更したことがある。</p> <p>今回ご提案の中内公民館は、昭和55年に建築され、地元が所有し管理している建物とお伺いしているが、建築基準法改正前の建物であるため、耐震診断を行っていただく必要がある。</p> <p>指定緊急避難場所に指定している施設ではないが、大迫の自治公民館(沢崎公民館)で耐震基準を満たしていない施設があり、市が所有する施設であったため、市が耐震補強工事を実施したことがある。中内公民館は地元所有の施設であるが、指定緊急避難場所として利用することが適切であるとなった場合には、市が工事費用の一部を負担することを含め、協議には応じたいと考えているので、ご相談いただきたい。トイレの水洗化や改修については指定基準に定められてはいないものの、避難場所、避難所の環境改善の観点からは、水洗化工事等を行っていただくことをご検討いただきたい。また、市でトイレカーを導入する予定である。多目的トイレ仕様であり、スロープがあるため車いすでも使用できるのでこちらの車の活用も考えられる。</p> <p>【八重樫副市長】</p> <p>まずは中内公民館の耐震診断する必要があり、耐震基準を満たしているのであれば、避難場所として利用する可能性はあると思う。そのうえで、地域として中内公民館を避難所という意見がまとまり、トイレの改修が必要となった場合は、先ほど部長がお話したようにご相談いただきたい。</p>
2	R7.11.7	市政懇談会	浮田	東和総合支所建設部	地域振興課 建築住宅課	市道周辺の環境整備について	<p>地域では空き家が増え、不在地主の管理が行き届かなくなった立ち木が、道路のすぐ脇までかかる状態である。本来、市道の通行の妨げになる枝等は市で伐採しているが、枝先だけではすぐに垂れ下がりが交通に支障が出ている。</p> <p>当地区では「煙突倶楽部」を立ち上げ交通危険場所の伐採なども行っているが、道路周辺の里山を手入れすることで交通障害の改善や、野生動物の出没の軽減が図られるものと考えている。</p> <p>しかし、道路の草刈りと同じで作業をしている方々も高齢化が進み、継続に不安を感じている。そこで、今後市道の管理について予算的なこともあると思うがどの程度進められるのか伺う。</p>	<p>【東和総合支所長】</p> <p>日頃から市道の草刈作業や、自動車の通行に支障となる道路の穴などの情報提供について、ご協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>ご質問の中で市道敷地内に枝などが伸びてきた場合について、市が枝切りを行っているとお話があったが、例えば民地にある樹木の倒木により、市道が片側交互通行になるような場合、まずはじめの対応として車両の通行を確保する必要があることから、緊急的に市においてその倒木を路肩などに撤去する。ただし、通常は原則として民地に繁茂している樹木について、その土地の所有者又は管理者に対し連絡を行い、枝払いや撤去などの適正管理をしていただくようお願いしている。</p> <p>市道に隣接した場所から市道に倒木しそうな樹木があり、区長等から危険である旨の連絡をいただいた場合は、土地の所有者又は管理者に連絡を行い適正管理するようお願い(依頼)をしている。まずは所有者や管理者が責任をもって管理するよう、促すことを原則としている。</p> <p>また、事例で紹介いただいた浮田地区の「煙突倶楽部」様の活動に感謝しており、地域の市道管理のみならず、クマ等を寄せ付けない対策になっているものと思うが、何分、今年度は山のクマのエサが不作で、クマがエサを求めて人里に下りてきていると思われることから、目撃回数が昨年度と比較し、現時点で約3倍に増えている。活動や作業には十分注意いただきたい。</p> <p>また、市道の草刈りに従事いただいている方々の高齢化については、他の地域でもよく伺っており喫緊の課題であると認識している。しかし、市がすべての市道の草刈を行うことは予算など様々な面から難しいため、現在の地域での草刈を維持していただきたいところであるが、今後、地域での作業が難しくなってきた場合には、その都度、市に相談いただきたい。</p> <p>【八重樫副市長】</p> <p>空き家について、令和7年3月末時点で市が把握している空き家の件数は花巻市全体で1,166件ある。平成24年時点で各行政区長から寄せられた情報を基にそれ以来調査を行ってきたが、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。</p> <p>空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっている。毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空き家の管理について注意喚起している。また、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、まずは所有者等に対して適切な管理を促す文書を送付している。</p>
3	R7.11.7	市政懇談会	浮田	東和総合支所	地域振興課	市道周辺の環境整備について	<p>中内地区の市道は、委託を受け地域で草刈りをしている。道路から1m程度にガードレールがありその外側まで超えて草刈りをするのは難しいので、草刈りの範囲を内側までにしていただけないかご相談したい。</p>	<p>委託の内容も含め建設係にご相談をいただきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
4	R7.11.7	市政懇談会	浮田	健康こども部 生涯学習部 地域振興部	健康づくり課 スポーツ振興課 地域づくり課	市が委嘱する委員等について	<p>中山間地は人口減少のほか、高齢者世帯の増加により自治活動の継続が難しくなってきた。このような中、市が委嘱する各種委員の推薦等が要請されるが、本当に必要な委員(役職)なのか疑問に感じるものがある。</p> <p>保健推進委員、地域スポーツ普及員は、どのような活動で、どのように地域に活動状況が報告されているのかわからない。この方々がいないればどのような大きな問題が生じ、花巻の存続が危ぶまれるものなのか知りたいと感じる。</p> <p>「人がいないのに役職だけがたくさんあるような現状」は改善すべきと思う。役割の見直しと併せ、統合するものは統合し、統合や廃止することもあるのではないか。「従前からあるので」ではなく、現在社会上の必要性を考慮するために、一度アンケートを取ってみてはどうか。前述したように、『地域スポーツ普及員をご存じですか』、『どんな役割を持っているか知っていますか』、『あなたにとってこの普及員は有益ですか』などの質問をしてみてください。</p>	<p>【健康こども部長】 保健推進委員の活動については、大きく3点となる。 1つ目は市民の健康づくりの推進に関することで、保健推進委員自らが市や県の主催する研修会に参加し、健康づくりについて学び、生活の中で実践したり、地区の集まりやサロン、通いの場など様々な機会に話題とし、普及啓発を頂くことにより地域の皆さんの健康づくりにつなげるものである。 2つ目は、地域の健康づくり推進事業への協力をお願いしている。市は保健推進委員の方々による受診の呼びかけや自治公民館等への健診案内のチラシ・ポスター掲示により、特定健診の受診率が非常に高い状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化する中、ワクチン接種が急がれる時期には、コロナワクチンの集団接種にも会場で接種者の案内等対応頂きたい活動もお願いしたところである。 3つ目は、地域活動への協力をお願いしている。地域の皆さんで行っているサロン、通いの場等で受付等の協力や、地域の方からの健康等の相談を受けた場合は、必要に応じて市や関係機関へ紹介頂くこととしている。 保健推進委員は、市民の健康づくりについて行政と地域のパイプ役として保健活動を市とともに推進する役割を担っている。しかし、人口減少や高齢化が進む中、それぞれの地区で推薦に苦慮している現状や活動実態もふまえ、令和3年度に保健推進委員の定員数を見直し、361名から290名としたところである。</p> <p>【生涯学習部長】 昭和39年の東京オリンピック直後、12月に閣議決定された「国民の健康・体力増強対策について」に基づき、行政や民間団体による「体力づくり国民会議」が発足し、全国的に体力づくりを推進する組織(体力づくり県民会議、市民会議等)を設置するようになった。 旧花巻市では、昭和57年度に各行政区単位に「体力づくり推進員」を設置し、体力づくりを推進してきた。その後、市スポーツ振興計画の一環として「花巻市地区スポーツ推進員」、合併後の花巻市において「花巻市スポーツ推進員」、「花巻市生涯スポーツ推進員」と名称を変え、平成26年からは「地域スポーツ普及員」となり現在に至っている。 地域スポーツ普及員の設置に関する法律はなく、市独自の取り組みとして市が設置要領を定めて委嘱している。 なお、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うため市町村に設置することとされており、「体育指導委員」という名称の時もあったが、現在は市の規則により39名の方に委嘱している。 地域スポーツ普及員の設置状況については、2年任期制としており、現在の普及員は今年度末までの任期で、旧花巻地域は各行政区2名、旧3町行政区からは1名とし、市内218行政区から332名の推薦を頂いているほか地区協議会の会長からの推薦2名の合計334名を委嘱している。市内12地区に地区協議会を組織し活動している。 普及員には市から活動報酬を支出しており、地区割年額20,000円に加え、普及員1名あたり年額3,000円をまとめて各地区協議会へ支払っている。 普及員の任務は、市民とともに生涯スポーツの実践普及に努めること、市民の健康・体力づくり活動の促進のための組織の育成等を行うこと、行政機関が実施する健康づくりのためのスポーツの行事又は事業に関し協力することのほか、普及員協議会が定める事業を促進することと規定されている。 具体的な活動内容としては、毎年4月開催のイーハートフ花巻ハーフマラソン大会の走路員等のスタッフとして各地区から約100名、毎年2月開催の花巻市民ニューススポーツ交流大会の運営及び参加として例年約150名の協力を頂いている。このほか、地区協議会単位のニューススポーツ大会や講習会等の企画・運営を行っている。 マラソン大会など大規模スポーツ大会では多くのスタッフを必要とするため、市内から多くの協力をいただける普及員はスポーツイベントの持続的な開催に大きく寄与しているほか、各地区(行政区)単位での各種スポーツイベントや軽スポーツ等の普及にも活動いただいている。スポーツ推進委員が普及員へ専門的な実技指導等を行い、普及員はその内容をもとに各地区でニューススポーツ等の普及活動を行っていただくなど、スポーツ推進委員がフォローして活動いただいているものと認識している。このようなことから、地域スポーツ普及員の皆さまには引き続き活動していただきたいと考えている。 一方で、市全体の普及員の人数規模、行政区単位での推薦とする現在の体制については、人口減少などの事情によりどうしても普及員を推薦できない地区があることは承知しているが、人数規模や推薦方法など普及員のあり方について各地区協議会の意見を聞きながら検討していきたい。</p> <p>【地域振興部長】 市が委嘱する委員等の推薦依頼については、行政区長、民生委員児童委員、統計調査員などがあり、人選には大変なご苦労をお掛けしているところである。令和2年度に市が区長の皆様を対象に実施したアンケート調査において、最も負担と感じていることとして挙げられた項目でもあった。この結果については、区内で共有したうえで、市から依頼する委員等について担当部署で見直しを行ったところであるが、地域からの選任が必要であること、国や県からの制度的な割り当てであることなどから、具体的な見直しには至っていない状況である。 早期に結論を得ることが難しい課題であるが、行政区長やコミュニティ会議、自治会を含む地域への負担となっているものについて少しでも軽減を図るため、まずは今年度、行政から行政区長を通じて地域へ依頼している推薦願について担当部署に対し、その内容の重要性や必要性など詳細の確認をした上で、改めて推薦の方法の見直しや、定数の削減、推薦選出いただく地域の再編拡大等の対応についての可能性について協議をして、研究することとしている。 例えば、ひとつの行政区から定数2名を選出するところを、3つの行政区から2名の選出をするなど、複数の行政区が共同して選出する仕組みなどについて出来るかどうかなども検討のひとつになるものと考えている。そもその推薦依頼の廃止、推薦人数の減少、制度自体の見直しなどの成果を図ることも必要だと考えており、今後取り組んでまいりたいと考えている。</p> <p>【八重樫副市長】 このテーマについては複数の地域から課題として挙げられている。全庁的に検討を進めていきたいと思う。</p>
5	R7.11.7	市政懇談会	浮田	生涯学習部 健康こども部	スポーツ振興課 健康づくり課	広報の活用について	<p>区長に各委員等の推薦依頼をお願いされても、それぞれの委員や役割がどのような仕事をしているかわからないため、推薦しようがないのが実態である。</p> <p>例えば、今日お話しがあった地域スポーツ普及員がマラソンや駅伝の裏方として活動しているなど、広報を有効活用して活動内容を周知するのはどうか。保健推進委員も同じである。</p>	担当課に伝える。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
6	R7.11.21	市政懇談会	八幡	農林部 教育部	農村村務課 学務管理課	市における害獣対策について	<p>害獣であるイノシシ、鹿、クマが増えている現状において、当地区においても頻繁に目撃され、暮らしを脅かす事態が増えてきている。住民がどのように注意し行動すればよいか。またどのように対処してもらえるのか。</p> <p>昨日は洋野町で緊急銃猟を実施したようだが、花巻市においてどのようにしているか。現在の駆除頭数も教えていただきたい。</p>	<p>【農林部長】</p> <p>クマの目撃件数、捕獲頭数は11月16日現在、市内全体で目撃件数が797件、捕獲頭数は70頭となっている。令和6年度は、目撃件数が299件、捕獲頭数14頭と比較していずれも大幅に増加している。このうち石鳥谷地区は、令和6年度は目撃件数52件、捕獲はなし、今年度は11月16日現在で目撃件数が185件、捕獲頭数は2頭となっている。また、人身被害は、昨年度は発生しなかったが、今年度は11月16日現在で1件、11月2日に石鳥谷地区の80代の方が噛まれるという事案が発生したが、幸い軽傷だった。</p> <p>次に、市が行っているクマ対策について説明する。市では、クマによる人身被害防止のために、市民の皆様へクマによる目撃した際は、どの地域であっても市または警察のいずれかに通報していただくようお願いをしている。通報を受けた市や警察は、目撃時間、場所、頭数、大きさ、被害の有無、現在もそこにいるかどうか、いない場合はクマが移動した方向、通報者の氏名、連絡先などを詳しくお聞きし、市と警察で相互に情報を共有しているところである。市の担当部署は農林部農村村務課、あるいは各総合支所地域振興課となっており、石鳥谷地域の情報については、石鳥谷総合支所地域振興課に問い合わせさせていただくと最新の情報が確認出来る。市に目撃情報が寄せられた場合は、市の専用ビジネスチャットツールを活用し、教育委員会を含む関係部署全てにおいて情報共有をすぐに図るとともに、警察署や花巻市鳥獣被害対策実施隊、いわゆる猟友会に電話連絡をしている。</p> <p>この目撃情報は、岩手県が運用している、いわてモバイルメールでも発信しており、市の公式LINEと併せて情報発信をしているが、例えば目撃場所が市街地を人身被害の恐れが高いと判断した場合には、市のホームページで目撃場所も公開しているほか、コミュニティFMや東和であれば有線放送で情報発信しており、行政区長にも連絡をしているところである。市の公式LINEの目撃情報の配信の仕組みは、担当職員が目撃情報を電話で受け付けた後、いわてモバイルメールで速やかに情報を発信し、このメールを市の専用サーバーが受信すると自動的に市の公式LINEでも情報が配信されるシステムになっているが、情報発信の遅れ、夕方の情報が次の日の朝に来た等の原因としては、いわてモバイルメールの方で様々な情報、防災や災害情報、それから例えば観光情報等、行政関連の様々な情報を配信しており、配信件数が一気に増えることにより、送信に遅れが生じているということが挙げられている。このような状況を受け、県において11月4日においてモバイルメールの緊急メンテナンスを実施した結果、メール配信の遅れは解消され、花巻市のLINEでの情報配信の遅延についても解消された。</p> <p>クマの目撃情報が寄せられた際に、市では目撃場所付近の警戒パトロール及び広報車による広報活動、市が任用している有害鳥獣対策アドバイザーまたは有害鳥獣対策推進員が中心となり、花巻市鳥獣被害対策実施隊とともに捕獲活動を行っている。本年度当初は捕獲用のドラム缶罠が20基運用していたが、4基破損して16基になった。今年度新たに、ドラム缶式の罠よりも大きい個体を捕獲することが可能な檻タイプの罠を4基導入して運用している。ドラム缶式罠を6基追加発注して納品を待っている状況である。</p> <p>また、あわせて、中心市街地に侵入する熊の侵入経路の特定、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追い払い、熊捕獲用網の状況確認のため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせが入るシステムのAIカメラを80台導入し監視活動を行っており、この監視体制をさらに強化するため40台のカメラを追加導入する計画である。有害鳥獣が出没しづらい環境づくりとして、移動経路と思われる場所の草刈り等も市で取り組んでおり、今年度は市内6ヶ所ほどで草刈りを行った。</p> <p>自身がお住まいの付近でクマの目撃があった場合は、可能な範囲で不要不急な外出や徒歩での外出を控えていただき、どうしても外出が必要な場合は、突発的に遭遇を割けるため、自身の存在をアピールすることが効果的であることから、クマ避けの鈴やラジオなど音の出るものを携帯していただきたい。出会わない工夫として、クマの行動が活発になる早朝、夕方の外出時は周囲に気をつけていただき、単独での外出もお控えいただきたい。森林、斜面林などのそばの農地は出沒ループになりやすいと考えているため特に注意をし、出来れば刈り払いなども行っていたらいい。また、クマを引き寄せの原因となる生ゴミ、野菜、果実の廃棄処理を適切に行っていたらいい。果樹園などは収穫後の放置果実を適切に除去していただきたい。最近では収納庫にクマが入り込むという事態も起こっている。扉が閉まるのであれば、鍵をかけるなどして注意をいただきた。また、ガソリン等の揮発性物質もクマを寄せつける。キャンプ、登山、渓流釣り等の生ゴミや、墓地のお供え物は持ち帰るようしていただきたい。万が一出会った場合、慌てず、クマを刺激しないこと。急に立ち上がりたり、大声を上げたり、物を投げつけたりする行為は非常にクマを刺激することになる。また、背中を見せたり走ると追いかけてくると言われるので、クマの動きを見ながらゆっくり後ろに下がること。間近で遭遇した場合は、クマは顔や頭を中心に攻撃するため、うつせしに顔や頭をガードすることが大事だと言われている。</p> <p>市が行っているクマ対策の補助制度を説明する。ひとつは電気柵の設置で、有害鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付している。あわせて、有害鳥獣を引き寄せの原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木伐採経費に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。加えて、人身被害防止のため熊撃退用スプレーの購入費に対する補助制度を創設した。制度の内容は、市内に住所を有する18歳以上の個人、または市内にある事業所の従業員や団体の構成員で18歳以上の人を対象に、補助率4分の1でスプレー1本につき5,000円を上限に補助金を交付する。補助の本数に上限はないが、1本ごとに補助金の申請を行う必要がある。複数人で利用する場合、その人数分の本数を補助対象とするが、補助金の申請時に利用する人の氏名や住所などを記入した名簿を提出していただく。補助金の申請手続きを、スプレーの購入前から購入後に変更し、早期にスプレーを手入できるよう手続きを改善したことから、補助制度を利用していただきたい。しかし、全国的にクマスプレーの需要が高まっており、なかなか手に入らないという状況もあるようで、市内のホームセンター等では品切れだという話もある。</p> <p>近年、クマやイノシシの人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多発発生していることから、国では、令和7年4月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる「鳥獣保護法」を改正し、市街地での熊などの「緊急銃猟」が市町村長の判断で可能となった。</p> <p>緊急銃猟とは、人の日常生活圏に熊などが出現した場合、人に弾丸が当たらないように安全確保した上で、市町村長の判断で銃猟を可能とする制度である。</p> <p>市では、緊急銃猟の準備として損害賠償保険の加入、銃猟従事者の安全確保のためのヘルメットや盾といった装備品の購入、ハンターの選定を行ってきたが、緊急銃猟を円滑に実施するためには、マニュアルを作成する必要があることから、11月10日付けで「花巻市クマ等の銃猟・麻酔捕獲に関する対応マニュアル」を策定した。マニュアルでは、緊急銃猟を実施するための対策チームの設置やその役割等について規定したほか、緊急銃猟に限らず銃猟または麻酔銃による熊の捕獲の判断等に関する事項を記載している。緊急銃猟を実施することとなった場合、市では市ホームページやSNS、広報車などを活用し市民の皆さんに周知する。</p> <p>また、緊急銃猟には市民の協力が不可欠であることから、屋内に居る人は窓から離れるなど速やかに安全な場所への避難、弾丸が入または引火物等の危険物に到達する可能性のある場所へ立ち入らない、被弾した熊が暴れたりする可能性があるため安全が確保されるまで現場周辺には近づかないなど、現地にいる市職員等の指示に従っていただきたい。市では、緊急銃猟を実施できる体制を整えたことに加え、これまで行っていた取り組みを継続することで人身被害防止に万全を期することとしている。</p> <p>【教育部長】</p> <p>市教育委員会では、クマ等の目撃情報が寄せられた場合に、教育委員会や学校現場などが連携して対応出来るよう、「花巻市教育委員会等クマ出沒対応マニュアル」を作成し、子どもたちをクマの被害から守るための取り組みを行っている。</p> <p>市にクマ目撃情報が寄せられた場合、先ほども説明したチャットツールを通じてクマ情報を掲載し、その内容を教育委員会の職員、小・中学校の校長、副校長が確認し、保護者への周知を行っている。さらに、子どもたちがクマ被害に遭う可能性があるような場合は、学校の連絡システムから保護者へ、車による送迎を依頼している。ご家庭の事情で保護者が送迎できない場合は、市が費用を負担する「クマ出沒時対応タクシー」を利用し、子どもたちの送迎を行っている。</p> <p>公立の幼稚園、保育園を所管する教育部就学前教育課、園長、私立の幼稚園、保育園および学童クラブを所管する市のこども課職員にも同様に、クマ目撃情報を共有し、施設を通じて保護者に周知を行っている。</p> <p>また、学校から振興センターにクマの情報の問い合わせがあり、連絡システムはどのようにしているかというお話が八幡地区で出たと伺っているが、振興センター付近の民家で、クマのふんが確認されたということで、新たなクマ目撃情報や状況を把握するため、振興センターで関連情報を把握している可能性があると考えたため確認であったことである。通常は教育委員会から学校へというルートで、情報共有するというシステムをとっている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
7	R7.11.21	市政懇談会	八幡	教育部	学務管理課	市における害獣対策について	3日ほど前の早朝、東和総合支所付近で働いていた際、子ども達の通学路にクマが出たという情報があった。いつもトイレを使っている東和の振興センターの自動ドアが手動になっていた。 何も被害はなかったみたいだが、教育部長は情報の共有や対応は掌握されているか。	クマ対策で自動ドアを手動に切り替えていることについて、最近是他県でクマが商業施設に入ったという事例もあり、施設ごとにそういった対応をしているものと思う。今回の件がどのように伝わっていたか現在承知していないが、管内でそのような対応をしている施設があれば、学校と連携して情報共有できるように努めたい。
8	R7.11.21	市政懇談会	八幡	農林部	農村林務課	市における害獣対策について	花巻市の対策はNHKの全国放送に何回も紹介されるくらい素晴らしいものだと思うので、是非今後も全国に良い紹介をされるように頑張りたい。 クマが悪者となっているが、山に食べ物がないのは人間の活動成果の結果なのではないかと考えると、これを機会に人間のあり方、生活のあり方について、花巻市が全国にPRしたらいいのではないかとと思う。 時間がかかると思うが何故クマが人里に来るようになったかを調査する計画はないか。	クマ対策をするにあたり、生息数を把握する必要があると考えている。個体数の管理は岩手県が行うことになっており、岩手県でも昨年度から部分的に調査を開始しているが、調査が進んでいない状況である。 市では、昨年度岩手大学の専門家と一緒に、太田地区での生息数の調査をした。その結果、太田地区だけで30頭以上の個体が確認された。様々な対策は必要だが、まず数を減らすことが必要なのではないかという専門家の話もあり、特に人里近くに寄ってくるクマは居付いてしまうということもあるので、捕獲の強化をしている。 調査が進めば対応も変わってくるのかもしれないが、今のところはそうに対応している。
9	R7.11.21	市政懇談会	八幡	農林部	農村林務課	市における害獣対策について	栗や柿の木の伐採を業者に依頼したら15万円補助があると聞いたが、その補助は切るだけか、それとも後処理も含めてか。	後処理も含めての金額で、費用の2分の1で上限として15万円となる。
10	R7.11.21	市政懇談会	八幡	教育部	教育企画課	小学校統合の状況について	少子化に伴い、八幡地区内の児童・生徒の数が年々減ってきている。新堀地区、八重畑地区も同様に減ってきていると聞いている。数年前から小学校の児童・生徒数の減少に伴い、統合の話が進められてきているが、現時点でどのような状況にあるのか伺いたい。	この件については、今年度の市政懇談会において、石鳥谷地域で行われた市政懇談会の全ての地区において、状況を説明してきた。現在の状況について説明させていただく。 市内全域における児童数の減少はもとより、石鳥谷地域各小学校の児童生徒も減少の一途をたどっている状況である。令和4年度に新堀小学校において複式学級が発生しており、八重畑小学校においても、今後更なる小規模化が見込まれることから、まずは学校に通う児童の直接的な関係者である保護者のご意見を優先したいという教育委員会の考えのもと、石鳥谷地域のそれぞれの学校における今後の教育環境を考慮していただくために、令和4年11月に新堀小学校の保護者を対象とした教育懇談会を始めとして、石鳥谷地域4小学校の保護者および石鳥谷町保育施設保護者会連合会の役員を対象とした教育懇談会をこれまでに延べ10回開催してきた。 教育懇談会の場では、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」や児童数の見込みのほか、小規模校のメリットということも説明してきた。小規模校のメリットとしては、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい、個々の児童の活躍の場を多く設定できる、人間関係が深まりやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすい、保護者や地域との連携が図りやすいということが一方、デメリットとして、学校で進めている協働的な学習活動が難しくなる、集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない、体育や音楽など集団的な授業・学校行事で種目等の制限が生じてしまう、生徒指導において人間関係が固定化される可能性もある、教職員の配置が減少し学校運営に支障をきたす可能性がある、PTA活動の保護者1人当たりの負担が大きくなりやすいなどということをご説明してきたところである。 八幡地区は、石鳥谷地域4小学校の中でも最も早くから小学校の保護者のみならず、地域の皆様においても、小学校の統合についてご理解をいただいていたが、令和4年からこれまで10回にわたって開催してきた石鳥谷地域での教育懇談会では、統合に関して慎重なご意見もあり時間がかかったものの、今後の石鳥谷地域全体の学校のあり方や、他地域の動向を考慮いただき、最終的にはいずれの地区においても、統合する方向でという意見が多かったことから、各校の保護者が検討した学校統合の方向性の意向を改めてご確認するために、本年1月16日に「石鳥谷地域4小学校の統合に向けた各校PTA打ち合わせ」を開催し、各小学校PTAの代表より学校統合へのご意向・ご意見を伺ったところ、苦渋の選択であったと思うが、いずれも「石鳥谷地域4小学校を統合する」という意見で一致したところである。 また、学校教育法の改正によりこれまでの6・3制の学校のほか、義務教育学校を含む小中一貫校を選択できることに加え、教育懇談会や打合せでも小中一貫教育に関する質問や意見があったことから、打合せに参加したPTA役員の方々に対して、この学校形態に関してまずは中学校の保護者と共に検討を行ったうえで、地域の方々に対して説明と協議を行ったことではいかがかと提案したところ、了承をいただいた。 そのため、中学校PTA役員にも検討に加わっていただくことを協議し、ご賛同いただいたことから、小中PTA役員から選出された方々で構成する検討組織を立ち上げることとした。 5月27日には、各校から選出していただいた19人の方々のうち15人の参加をいただき、「石鳥谷地域学校検討会」を開催し、これまでの経緯や小中一貫教育や6・3制のメリット等の概要などを説明し、参加者からは、今後の検討会での検討内容や検討会の構成員の継続性、統合までの期間やスケジュール、学校の設置場所などに関して質問やご意見をいただいた。 その後、6月25日には、県内で小中一貫教育を実施している大槌学園と紫波東学園への視察を行った。7月18日には、この視察の振り返りと「育てたい子どもの姿について」、9月26日には、「望ましい学校の姿について」をテーマとするワークショップにより検討を行い、10月14日には各小中学校長より各学校の現状の説明や、学校形態を検討するうえでの検討事項について整理を行った。 今後は、「石鳥谷地域学校検討会」において、これまでの検討・協議をふまえ、石鳥谷地域の小中学校をこれまでどおりの6・3制の学校とするのか、または義務教育学校を含む小中一貫校とするのがいいのか、どの形態がふさわしいかを保護者としての判断をいただきたいと考えている。 石鳥谷地域学校検討会では、現時点で考え得る最短のスケジュールとして、今年度中を目標に学校形態についての一定の方向性を定めた後、改めて各小中学校の保護者全体に対して説明と協議を行い、了承いただいた場合は、来年度より教育委員会が石鳥谷地区6つのコミュニティごとに、地域の方々に対しての説明と協議をお願いする予定としている。 教育委員会としては、石鳥谷地域学校検討会の導き出した方向性を尊重するとともに、小中学校の保護者や八幡地区をはじめとする地域の方々のご意見やご判断を尊重しつつ、仮に施設整備に伴う場合は、費用面も考慮しながら進めていく。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
11	R7.11.21	市政懇談会	八幡	教育部	教育企画課	小学校統合の状況について	統合した場合、学童クラブが預かっている子どもたちを、どのような施設でお世話してあげられるのか心配である。	まずは、子どもたちがどれくらい減少しているかお話する。市が合併した平成18年、小学生は石鳥谷地区全体で906人いた。これが今528人である、5年後の令和12年は400人を切る。来年新堀小学校では、2年生と3年生で複式学級が発生する状況である。八重畑小学校も令和11年に複式学級が発生し、小規模になってくという状況で、保護者の検討会でも、危機感をもっている。 ご質問のあった学童クラブは、現在はそれぞれの学校の近くあるいは校内で学童クラブが運営されている。保護者の方も利用している子供連も学校と一体となった環境である。大迫地域の学校統合でも、学童クラブは大きな懸案事項になった。 これから6・3制か小中一貫教育を導入するかを保護者の方々か判断していただく。次に校舎の場所を検討することになる。話がまとまった後に、6つの地域の皆様にこれまでの経過を説明し、全部の地区で統合する方向で進めたいということになれば、統合に向けた検討組織を立ち上げる予定である。その検討組織には、地域の方々や、学校の先生方、それからPTAの方々や、統合や学校教育に詳しい方をお願いして、様々な立場から検討することとなる。 石鳥谷地区4つの小学校どの学校も歴史がある。それぞれの学校には優れた特色があり、地域と密着した独特の素晴らしい教育をしていたらいい。例えば新堀では膳舞(ぜんまい)や千刈田(せんがりだ)の神楽をしている。石鳥谷小学校は石鳥谷音頭や祭りにも密着している。八重畑にはリンゴスターという方々が居てりんご学習をしている。 新しい学校をゼロから作る大きな事業となるため費用もかかる。また、校長先生方レベルで学校教育目標や学校方針を検討する学校経営部会、コミュニティスクールを進めていくための地域連携部会、学童クラブの場所等を検討する学童部会の設定もしなければならぬと考えている。 現在は具体的な方向性はまだ決まっていないが、今後そういった様々なご意見を頂戴し進めていきたいと考えている。
12	R7.11.21	市政懇談会	八幡	教育部	教育企画課	小学校統合の状況について	今日は統合に関しての話がどのくらい進んでいるか知りたくて参加した。 保護者会全体での会議で話を伺ったが、小学校ごとに統合に賛成かどうかをPTA会長が取りまとめ、八幡小学校としては統合に賛成だということで見解を一致し出すという話までは把握しているが、先程お話をあつた、学校検討会が何回か開かれて話が進んでいるということは把握してなかった。 PTA会長や役員の方々話し合いに出席しているとは思っていたが、検討会に参加する人が誰なのか、もし公募があれば検討会等に参加したいと思っていたが話はなかった。他の保護者の方達の間で統合の話は話題になっていない。当事者のはずだが、進捗状況が伝わってこない。 今年度中に学校の形態は決めたいというようなお話であったが、それを検討会の方で決めて、それを保護者に投げて、保護者の賛成をいただいたら、地域の方に投げて、地域の方に投げるとなると、矢沢の方は令和10年度というお話であったが、石鳥谷では最短で統合は何年になるのか。	現在、学校検討会で検討を進めているが、実際に来ていただいている方は、PTA会長や副会長等の役員の中から選んでいただいた。だいたい各校4〜5人ぐらいで話し合いをしている。この間偶然メンバーの方々と話したときに、学校の状況を聞いたところ、現在検討中で方向性も見えてない中で、皆さんに話ができないというお話を頂戴した。一度保護者の方に状況を知らせるような場を設けた方がいいのではないかとということで中間報告会の開催を計画している。 統合がいつ頃の話になるのかというお話だが、仮に今年度中にどういう学校にするかという方向性を決めて、来年度地域の方にそれをお語りして、どの地区においてもご了解いただいた後、実際にどのような学校にするかを検討していくことになる。まずはきちんと話し合いの場を設け意見を固めた上で、統合した方がいいと教育委員会では考えている。矢沢の場合は大体1年近くかけ、どのような学校にしていくかを固めたところである。 石鳥谷はそれぞれ特色のある4つの地区が一つになるということで、地域との連携をどのようにするかという検討にかなり時間を必要とするのではないかと予想している。早く1年ぐらいかかると思われる。 そのうえで、どういう学校にしたいかというのが決まってくると、次は施設整備の検討となる。例えば今の小学校を使うとして古いため、施設整備は必要になってくる。今の中学校のところに整備するとしても、小学校の子どもたちが入る場所がないので、建て増しをするということになる。実際の施設整備には基本設計に1年、実施設計に1年ぐらいかかる。将来の話であるため確定ではないが、令和8年に地域の方々に説明し、令和8年度中から基本構想なるものをつくり令和9年までかかると思われる。そして、令和10年に基本設計、令和11年に実施設計となると、実際の工事に入れるのは令和11年以降となる。 今後、検討を重ねて決定していくことであるため、ご承知いただきたい。
13	R7.11.21	市政懇談会	八幡	教育部	教育企画課	小学校統合の状況について	令和4年度の学校懇親会のときに、初めて統合の話聞いた。同級生の保護者の方は自分の子どもは統合後の学校に入らないから関係ないという発言をされていた。私の子どもは来年度1年生になる子もいるので、その子が入るかどうかがうちのタイミングだとは思っている。今の在校生の保護者の方は、自分の子どもは関係ないと思っている方もいる。 校舎が古いのはそのとおりで、八幡小学校は、去年の雨漏り工事も行っているんで、そういう面も含めていろいろ検討委員会の方でも考えていただきたいと思います。	統合について最初に八幡地区が決定し、ほかの3つの学校で統合の方向性が決まり、全体として統合に向けて検討が始まったところである。 やはり学校を新しくつくことは、時間とお金がかかる。国からの補助金というのが凄く大事になってくる。県内の学校で、最近補助金申請をしたにも関わらず、採択されなかったため1年待ち、2年待ちとなっている事業もある。 この統合については保護者の方が一番心配されていることだと思う。仮に自分の子どもが統合後の学校に入らなくても、地域の学校をどのようにしたいか一緒に考えて頂きたいと思う。将来孫が入るかもしれないという感覚で、ぜひご協力願いたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
14	R7.11.21	市政懇談会	八幡	農林部	農村民務課	市における害獣対策について	農家としてはイノシシが怖い。大瀬川の方だけにいると思っていたら、南寺林や江曾の方にも出没していて、お米がせっかく高くなってきている状況で被害に受け死活問題である。被害を受けた所は、南寺林の隣に川が流れているところで、7反歩の田んぼをイノシシが縦横無尽に走った痕があった。イノシシが移動したところから2m離れたところを刈れや、イノシシが通った後は臭くて食べられないなど、乾燥機にかければ乾燥機が駄目になってしまい、糞摺り機械にかければ糞摺り機械も使えなくなるという話も聞いている。 自分たちのところは自分で管理するが、周りの雑木林の整備をしてもらいたい。そこからイノシシが出てくると思っただけで怖い。	イノシシの被害は花巻市の西側が中心となっていたが、東側に移ってきている。わなを仕掛け捕獲活動をしている。藪の整備は所有者が管理をしていただきたい。里山の整備であれば補助の対象となる場合があるためご相談していただきたい。 農業共済で、イノシシの被害が共済の対象になっていたと思うので共済に確認をしていただきたい。
15	R7.11.21	市政懇談会	八幡	市民生活部	市民生活総合相談センター	自転車の運転マナーについて	来年度から車で自転車を追い越す場合は1.5mの間隔をあげなければならなくなるそうだ。	警察署でも周知をしようが、市でも情報収集をした上で、広報等で周知を図りたいと思う。
16	R7.11.21	市政懇談会	八幡	福祉部	国保医療課委	マイナ保険証について	12月2日以降、マイナ保険証を登録していない方は、10割負担であるというデマ情報が流れているようだ。	マイナ保険証の利用登録をされていない方には資格確認書が届いていると思う。 マイナ保険証をお持ちでない方もこれまで通り医療を受けられることを市の広報等でお知らせしている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R7.11.25	市政懇談会	花西	農林部	農村林務課	クマ対策について市とコミュニティ会議と自治会や地域住民ができる事について	①今年も多数のクマの出没情報があるようだ。そこで今年度の花西地区管内および隣接する地区の出没状況やどのような対応をされたか伺いたい。	<p>【農村林務課長】</p> <p>はじめに、令和7年度熊の目撃件数は、市内全体で11月14日現在、788件となっており、内、花西地区18件、松園地区23件、花北地区6件、花巻中央地区1件、花南地区33件、湯口地区124件となっている。次に、対応などについてだが、市では、熊による人身被害防止のため、市民の皆様にも目撃した際はどの地域であっても、市または警察のいずれかに通報していただくようお願いしている。市と警察は、通報があった際に目撃内容を詳しく聞き取ることであり、目撃時間と場所、熊の頭数と大きさ、被害の有無、現在も熊がいるかどうか、いない場合は熊が移動した方向、通報者の氏名と連絡先を伺い、相互に情報を共有している。</p> <p>市の熊の目撃情報を担当する部署は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課となっており、花西地区の情報は農村林務課に問い合わせいただくと最新かつ正確な情報が確認できる。</p> <p>市に熊の目撃情報が寄せられた際は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が自治体専用ビジネスチャットツールを活用し、教育委員会を含む市の関係部署関係者と瞬時に情報共有を図るとともに、花巻警察署、花巻市鳥獣被害対策実施隊に電話で連絡する。</p> <p>市民への熊の目撃情報の周知は、いわてモバイルメールと市公式LINEで発信するほか、目撃場所が市街地等人身被害の恐れが高いと判断した場合は、市ホームページで目撃場所を公開し、コミュニティFM、東和有線放送で目撃情報を発信していることに加え、行政区長へも情報提供している。</p> <p>また、目撃情報の発信などとあわせて、目撃場所付近の日中の警戒パトロール、広報車による広報活動のほか、状況に応じて市が任用している有害鳥獣対策アドバイザー及び有害鳥獣対策推進員が中心となり花巻市鳥獣被害対策実施隊とともに捕獲活動を行っている。本年度当初熊の捕獲用ドラム缶式罠を20基運用していたが、その後4基破損、今年度は新たに檻タイプの罠を4基導入し、さらにドラム缶式罠6基を追加発注済みであり現在納品を待っている状況である。</p> <p>加えて、中心市街地に侵入する熊の侵入経路の特定、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追い払い、熊捕獲用罠の状況確認のため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせが入るシステムのAIカメラを80台導入し監視活動を行っており、この監視体制をさらに強化するため40台のカメラを追加導入する計画である。さらに、有害鳥獣が出没しづらい環境づくりとして、有害鳥獣の移動経路と思われる場所の草刈り等に取り組んでおり、今年度は市内6個所で草刈りを行った。</p> <p>教育委員会では、児童、生徒の安全確保のため、目撃場所地域に関係する小中学校を対象とし、保護者による送迎依頼及び無料のタクシー送迎を行っている。</p> <p>皆様へのお願として、自身がお住まいの付近で熊の目撃があった場合は、可能な範囲で不要不急や徒歩での外出を控えていただきたい。外出が必要な場合は、突発的な遭遇を避けるため、自分の存在を熊にアピールすることが効果的であることから、熊よけ鈴やラジオなど音の出るものを携帯していただきたい。熊に出会わない工夫として、次の点が挙げられるので参考にしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊の行動が活発になる早朝、夕方の外出時には周囲に気を付ける ・森林、斜面林などのそばの農地は、熊の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行う ・頻繁に熊が出没する地域においては、できるだけ単独での外出は避ける ・熊を引き寄せる原因となる生ごみや野菜・果実の廃棄残渣を適切に処理する ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいので、収穫後の放置果実は適切に除去する ・熊は収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠する ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、熊を引き寄せるため、保管場所に注意する ・人家の周りに残飯等を無造作に捨てない ・キャンプや登山、溪流釣り等で出た生ゴミ等は必ず持ち帰る ・墓地のお供えもの等は持ち帰る <p>万が一、熊に出あった場合は、あわてず、騒がず熊を刺激しないこと、急に立ち上ったり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしないこと、熊の動きを見ながらゆっくり後退すること、間近で熊に遭遇した場合はうつぶせで頭部をガードしていただきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
18	R7.11.25	市政懇談会	花西	農林部 地域振興部	農村林務課 地域づくり課	クマ対策について市とコミュニティ会議と自治会や地域住民ができる事について	②クマ対策について『コミュニティ会議は地域のために具体的に何ができるか』例えばコミュニティ会議の交付金でクマ鈴や熊スプレー等を整備(購入)して、自治会に配付するあるいは補助する事が可能であるか伺いたい。	<p>【農村林務課長】</p> <p>市では、熊を含む有害鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付している。</p> <p>あわせて、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。</p> <p>加えて、人身被害防止のため熊撃退用スプレーの購入費に対する補助制度を創設した。制度の内容は、市内に住所を有する18歳以上の人、または市内にある事業所の従業員や団体の構成員で18歳以上の人を対象に、補助率4分の1でスプレー1本につき5,000円を上限に補助金を交付する。補助の本数に上限はないが、1本ごとに補助金の申請を行う必要がある。また例えば、2本目に対する補助金の申請を行う際には、1本目を使い切っていることを確認する。複数人で利用する場合、その人数分の本数を補助対象とするが、補助金の申請時に利用する人の氏名や住所などを記入した名簿を提出していただく。補助金の申請手続きを、スプレーの購入前から購入後に変更し、早期にスプレーを入手できるよう手続きを改善した。</p> <p>補助金制度のほかにも、農村林務課所属の有害鳥獣アドバイザーが各地域から派遣依頼を頂戴し、自主防衛力向上を目的に、講習会を実施している。熊の行動や危険回避方法について学べるので、住民の意識向上や防災対策にぜひご活用いただきたい。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>コミュニティ会議が地域課題を解決するという目的を持って事業化し、地域づくり交付金を活用して鈴やスプレーを購入することは可能であると考えられる。</p> <p>個人で熊スプレーを所有したいという方は、農村林務課より説明のあった補助制度を活用していただくことと思うが、地域づくり交付金の活用においては、例えば、コミュニティ会議で必要数購入しておいて、屋外での地区の行事や自治会活動の際に貸し出すことなどが考えられると思う。具体的な運用の仕方については、ご相談いただきたい。</p> <p>併せて、コミュニティ会議が地域のためにできることとしては、クマの出没情報の共有・拡散について、コミュニティ会議や自治会の連絡網を利用しての速やかな情報伝達は、人的被害の防止につながる取り組みであると考えている。</p> <p>また、『花巻市LINE公式アカウント』に登録していただくと、市政情報をお届けすることができ、その中にはクマの出没情報もあるので、登録について地域の方々へ紹介していただければ大変ありがたい。</p> <p>【上田市長】</p> <p>市がクマ対策についてどのように考えているか説明する。</p> <p>クマ対策については様々な考えがある。山にエサが少ないのでワナの木を補えばよい、クマを殺してはいけない、そのように考えている人がいる。ワナの木を補えても凶作と豊作を繰り返すため、凶作の年は山に食べ物がないため里におりてくる。ワナは秋に実るため春から夏は山菜やキノコなどの物を食べる必要がある。人が住んでいるところには食べ物があり、人が怖くないと学習したクマがアーバンベアとなる。</p> <p>令和6年度に岩手大学と連携し、太田地区においてヘア・トラップ法というクマの体毛を採取しDNA解析を行う方法を実施し、その結果、太田地区に38頭以上の個体の出没が確認され、夏は人里周辺を、秋は山奥を使用している可能性も示された。また、これらの個体が市街地への出没に影響している可能性があることから、市街地出没の抑制や被害対策の観点から積極的な捕獲事業が必要との見解も示された。それを受けて花巻市は昨年度14頭しか駆除していなかったが、今年は71頭を駆除している。そのうち66頭はワナによる捕獲である。</p> <p>岩手県は令和6年度及び令和7年度に大規模ヘア・トラップ調査を実施したことから、その結果を速やかに公表するよう要望している。兵庫県は毎年生息調査をして700頭を超えた場合は駆除し、クマの増加を防いでいる。東日本では兵庫県のように毎年大規模な生息調査をしていないので、正確な頭数がわからない。また、長野県の専門家の方は、長野県は広域の電気柵を設置したり、柿や栗の木を切るなどの対策をしていると言っていた。最近、長野県知事が今後はクマを捕獲した場合放獣は取りやめ、すべて駆除する方針に転換すると宣言をしていた。岩手県も兵庫県や長野県のように数を減らし、増やさないようにしたいかなければならないと県に対し伝えている。</p> <p>クマは河川に沿って市街地に来ているため、河川沿いの草刈りを徹底しなければならない。市から国に要望していた北上川の草刈りを国で行った。市が管理している河川は市が、県が管理している河川は県が対応しなければならない。県は予算が十分に対応できていない状況である。</p> <p>子どもを守る取り組みとして、昨市内小中学生全員にクマよけベルを配布した。今年は新入生に配布をした。また、クマが市街地に出没して危険だと考えられる場合は、その情報を保護者の皆さんへ伝え、その上で、子どもたちが安全に登下校できるよう目撃場所地域に係る保護者の皆さんに自家用車など車による送迎をお願いしている。送迎が難しい家庭については、市の費用負担でタクシーによる送迎を行っている。11月上旬時点でタクシーの利用件数が900件を超え、予算が足りないため補正を行った。</p> <p>また、子どもたちの安全を守る活動をしている交通指導員の方の安全も守るため、交通指導員の方にスプレーを配布することについて、花巻市の有害鳥獣対策アドバイザーに意見を伺ったところ、子どもたちがいる場所でスプレーを使用するとクマが興奮してしまう恐れがあるため、慎重に考えるべきとの意見があったことからスプレーの配布は断念した。しかし、交通指導員の方が安全に活動できるように、例えばヘルメットを配布するなど検討するよう農村林務課にお願いしている。</p> <p>今回のテーマにあるようにコミュニティ会議独自で対策を考えていただくこともありがたいと思うが、コミュニティ会議で対応できないことがあれば、市にお伝えいただきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
19	R7.11.25	市政懇談会	花西	生涯学習部 地域振興部	生涯学習課 地域づくり課 新花巻図書館計画 室	市民の家について	<p>昨年市政懇談会で市民の家について経緯を報告していただいたが、その後の動きがあれば報告していただきたい。</p>	<p>【生涯学習部長】 市民の家は、令和元年度に行った耐震診断調査結果で「倒壊する可能性が高い」と診断されたため、令和元年10月から休館している。令和2年には、復元・改修・解体など、それぞれ概算経費も含めて花西地区市政懇談会にて説明をした。 その後、「市民の家活用に関する要望書」を、花巻史談会、花西地区まちづくり協議会、花巻市材木町親和会から提出されたが、その内容は、「現在の雰囲気と風合いを残しているだけ古い部材を使いながら1階建てとして改築し、生涯学習施設として軽運動や会議ができ、なおかつ花巻市の町政や市政を写真等で紹介できる施設への改築の可能性を検討調査いただきたい」というものであった。 この、要望を踏まえ、まずは、現状の材料が再利用可能かどうか調査を実施したが、その結果は、ほとんどの部材が再利用できないとのことであり、これについて、文化会館中ホールにおいて、この調査を行った業者も同席の上、市民説明会を実施した。市民説明会では、市民の家は残すべきとの意見が多くあった。そのような状況から、幅広く近隣の地域コミュニティや商工会議所、観光協会も交えた検討会議を実施したが、その中でも残すべきではないか、との意見が多く出され、若い世代の人たちからも残してほしいとする意見があった。また文化財(登録有形文化財)への登録の可能性や補助を受けて活用する方法なども検討すべきとの意見があった。 この皆さんからの意見を受け、市としては文化財登録の可能性を調査し、市教育委員会文化財課や岩手県教育委員会の文化財担当者などから意見を聴いてきたところであり、文化財登録の可能性はあるが、文化財登録をして国の補助を受ける方法などについては、そのような手法に実績のある専門家へアドバイスを求めるべきとのこととなり、令和6年度に専門家のアドバイスを待た。専門家の見解は、内装は変えられている部分も多いが外観は移築前の姿の大部分が残されており、登録有形文化財として十分な資格を有していること。過去に実施した耐震診断は住宅向け一般診断であり、補強案も一般診断での補強設計をしたものであり、もっと精密な耐震診断を実施する必要があること。耐震補強については、補強後の利活用計画との関連が大きく、用途による荷重の設定や壁配置など利活用が定まらなければ、定まらない事項も多いこと。そのため、耐震診断と同時にどのように活用していくか「保存活用計画」策定も進めなければならないことなどアドバイスをいただいた。また、登録有形文化財に登録した場合、保存活用計画、耐震診断、設計、施工等、国の補助を受けられる可能性はあるということ、同様の事例も紹介いただいた。 専門家や県教育委員会の見解は、登録有形文化財への登録可能性が高いとのことであり、登録有形文化財に登録することは可能ではないかと考えている。また、その場合、詳細な耐震診断や保存活用計画を策定する必要があるが、耐震診断や保存計画の策定、その後の設計、施工等、国の補助を受けられる可能性もある。ただし、他の事例を見ても、全体事業費は高額になる可能性があり、概ねの事業費とそれに対してどれくらい補助を受けられる可能性があるのか検討する必要がある、現在県教育委員会等に相談をしているところである。同様の事例を参考にすると、耐震診断、設計、修理、耐震工事を行うのは約5億円かかるのではないかとのお話をいただいている。国からの補助は多くても約2億円程度であり、その場合、市負担は約3億円となり、判断するのは難しい状況である。</p> <p>【上田市長】 文化庁からの補助金は年額5,000万円が限界であり、毎年上限5,000万円の補助金を受けられた場合2億円となると聞いている。国交省では1回の補助金がつくとその事業が終わるまで、毎年補助金を出してくれるが、文化庁の場合はどのような形になるか県でもわからないようである。先ほど2億円は補助金で残りの3億円は市の負担と話したが、補助金を2億円もらえるかはわからないという状況である。 解体する計画はないが、どのように活用するか決まっていない状況で、5億円かけて進めることは難しい。手順としては、どのような形で利用したいかを話し合った上で、耐震診断をする。どのような工事が必要かわかった上で、市がどれだけのお金を出していくことになると思う。 新花巻図書館が令和12年中に完成する予定であり、現在の花巻図書館を花西地区コミュニティセンターに活用するために、地域の皆様と話し合いを進めていくと思う。次の市長が決めることだと思うが、市民の家の活用については、その後の話になるのではないと思う。</p>
20	R7.11.25	市政懇談会	花西	地域振興部	防災危機管理課	文化会館の改修に伴う避難場所の変更について	<p>先日、防災危機管理課の職員から、文化会館の改修工事が来年4月から始まる予定であり、その間の避難所を社会福祉協議会施設と花巻図書館の学習室を想定している説明があった。変更後の避難所が決定したら連絡することだったが、現在でわかるのであれば教えていただきたい。</p>	<p>社会福祉協議会の施設だけでは足りなくなるのではということ、花巻図書館も想定しているところであった。まだ検討段階であるため決定したら説明会の開催等も考えている。</p>
21	R7.11.25	市政懇談会	花西	農林部	農村林務課	クマ対策について	<p>公共施設の自動ドアを手動にしたらどうか。</p>	<p>商業施設等では手動ドアになっているところもある。クマの出没状況をみながら対応を検討する。</p>
22	R7.11.25	市政懇談会	花西	総合政策部	秘書政策課 総務課	合併20周年に向けて	<p>来年2026年は合併から20周年ということで、新たな計画、行事等はあるのか。</p>	<p>花巻市では令和6年度から令和13年度までを計画期間とする第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンを策定している。長期ビジョンを着実に実行するため、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする前期アクションプランを策定し、前期アクションプランは、1年ごとに見直ししている。 20周年ということで、新たな計画を策定することはない。 なお、20周年記念式典等の行事については、開催の有無を含めて今後検討していくこととしている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
23	R7.11.25	市政懇談会	花西	総合政策部	広報情報課	広報の配布回数について	<p>区長をしていて月2回の広報の配布について月2回を1回になればいいと思う。広報はいらぬという方もいる。ポストに広報が溜まっているアパートも見かける。盛岡市や北上市では広報のあり方について、検討していると聞いている。</p>	<p>【地域振興部長】 過去に広報はなまきの発行回数を減らすことについて担当課で検討したことがあったが、月2回が月1回になると、市政情報のタイムリーな発信ができなくなってしまう。また、まちづくり市民アンケートの結果によると、広報はなまきの発行回数は従来どおり月2回を希望する方が半数以上を占めている状況である。</p> <p>【上田市長】 行政区長や班長にはご苦労をおかけしている。できるだけ早く市政情報を届けたいということから、広報はなまきを月2回発行している。広報はなまきをインターネットで見ると、スマートフォンやパソコン等の操作に慣れていない人など、これまでどおり紙での配布を希望する人も一定数いる。発行回数を月1回とした場合、タイミングによっては、広報はなまきに掲載する情報が最大40日前のものになってしまう可能性がある。また、広報はなまきの他に学校だよりやコミュニティだより等の広報紙を一緒に配布しており、これらの情報が届くのも遅くなってしまう。盛岡市では一部地域で広報を郵送により配布しているが、個別に郵送するとなると非常に費用がかかってしまう。</p>
24	R7.11.25	市政懇談会	花西	市民生活部	生活環境課	一斉清掃について	<p>地域として一斉清掃で道路や公園の草取りをしているが、家の周辺だけをしている方がいる。また、アパートに住んでいる方は一斉清掃に参加してくれない。花巻市で一斉清掃をしていることをアパートの住民一人ひとりに伝えるのは難しいと思うが、市からアパートの管理者に伝えていただけないか。そうすれば管理者からアパートに住んでいる方に伝えてくれるのではないかと思う。</p>	<p>一斉清掃に参加している人は高齢者が多く、若い世代は仕事や子育てで忙しく早朝に出られないことも多いと思う。全ての市道を委託して草刈りすることは予算的に不可能であり、地域の皆様にさせていただいている。やれる範囲で対応していただきたい。</p> <p>【生活環境課確認】 市民総参加早朝一斉清掃については、各地区において実施場所や作業内容を決めていただいております。地区の皆さまには可能な範囲で協力いただいている。一斉清掃実施に係る周知は広報はなまき、市ホームページのほか世帯回覧を行っており、引き続き参加促進のため周知を行う。</p>